

| 記者発表（ 発表 →資料配付） | | | | |
|----------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 月／日 | 担当課(室)名 担当班名 | 電 話 | 発表者 (担当班長名) | その他配布先 |
| 1／22 (金) | 景観形成室 景観まちづくり班 | 内線 4660 078-362-9299 | 前田 俊文 (高橋 安芸子) | 阪神南県民センター、東播磨県民局、北播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局 |

景観形成重要建造物の指定（第13次）について

兵庫県では、「景観の形成等に関する条例」（景観条例）に基づき、地域の良好な景観形成に重要な役割を果たしている建造物又は樹木（樹木の集団を含む）を、それぞれ「景観形成重要建造物」又は「景観形成重要樹木」（以下、景観形成重要建造物等という。）として指定する制度を設け、適切な保全及び維持管理を推進しています。

このたび、次の7件の建造物について、指定に係る所有者の同意を得るとともに、景観審議会（会長：鳴海邦碩大阪大学名誉教授）から指定が適当である旨の答申を受けましたので、本日付けで新たに景観形成重要建造物に指定します。

1 指定する建造物の一覧（概要は別添資料参照）

| | 名称 | 所在地 |
|---|---|------------|
| 1 | <small>すいしゃしんでんおとし</small> 水車新田大利家住宅 | 神戸市灘区大土平町 |
| 2 | 六角堂 | 西宮市今津二葉町 |
| 3 | 梅谷家住宅 | 加古郡播磨町宮北 |
| 4 | <small>せいう えもん</small> 黒田清右衛門商店 | 三木市本町 |
| 5 | <small>ひょう</small> とゞ兵 | 豊岡市中央町 |
| 6 | 木村家住宅 | 朝来市山東町柴 |
| 7 | <small>つちが</small> 槌賀家住宅 | 南あわじ市賀集鍛冶屋 |

2 景観形成重要建造物等（建造物・樹木）の制度について

(1) 制度の目的・趣旨

地域住民に親しまれる貴重な景観資源の保全と適切な維持管理を図るとともに、住民の景観形成に向けた意識の高揚や活動の促進、景観を生かした地域の活性化等を期待するものです。

指定された建造物等については、その優れた景観が損なわれないよう、所有者等に適切な維持管理に努めていただくとともに、外観について現状変更等を行う場合に届出を求め、必要な指導・助言を行います。

(2) 指定建造物等の選定の考え方

歴史的・文化的価値に加えて、ランドマーク・シンボル性、地域活動の拠点となっているなどの公共性・公益性を踏まえ、地域の景観形成への寄与の大きい建造物及び樹木を選定しています。

なお、指定文化財など、他の制度により保全のための厳格な規制や措置が講じられるものについては、指定の対象から除いています。

(3) 指定建造物等への支援

景観形成重要建造物等のうち民間所有のものについては、修景等を行う場合に、県が公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターと連携して実施している「景観形成支援事業」により、設計費や工事費等の一部を助成（助成率1／3、助成限度額330万円（樹木については限度額30万円））しています。

(4) 指定状況

今回の7件の指定により、景観形成重要建造物等は109件（建造物101件・樹木8件）となります。

※制度創設以降、計113件を指定していますが、うち2件が市指定文化財、うち2件が景観法に基づく景観重要建造物となったため指定を解除し、これまでの指定数は109件です。